

トラック・物流Gメンの活動について

千葉運輸支局

改組・体制の拡充

令和6年11月1日 新体制始動

<トラックGメンの改組>

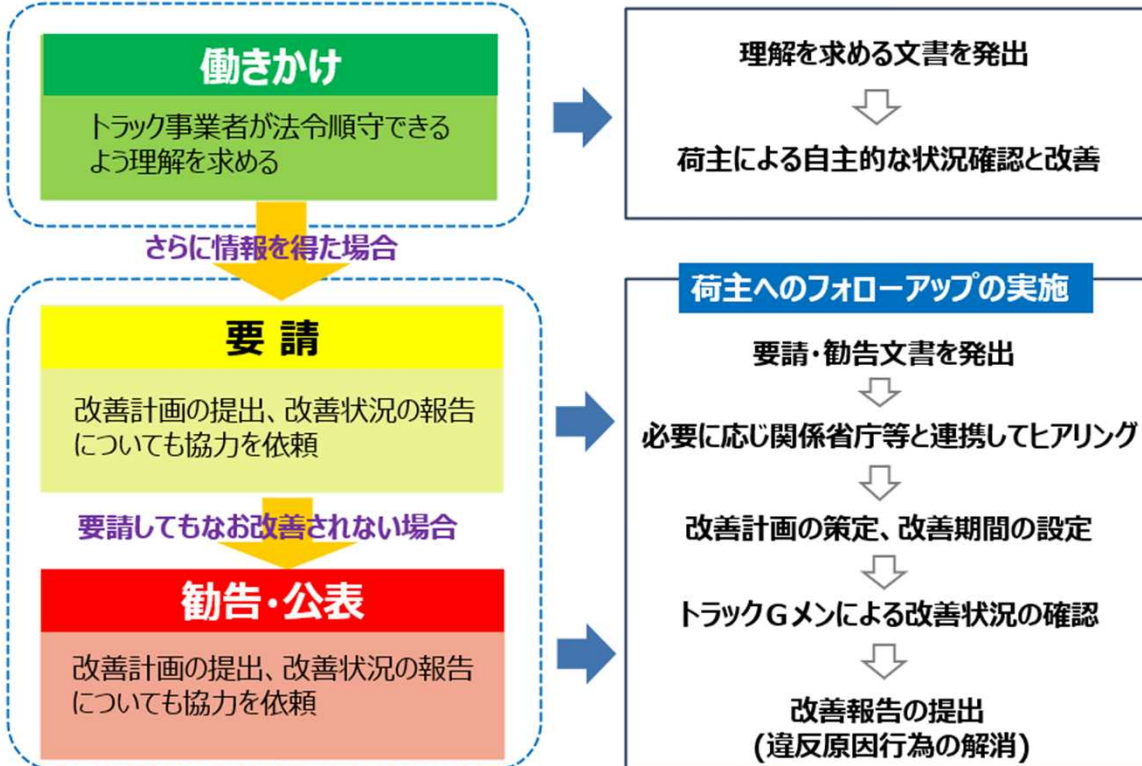
- ・現行のトラックGメンについて、物流全体の適正化を図る観点から、「**トラック・物流Gメン**」に改組し、**倉庫業者からも情報収集**

<体制の拡充> 現行**162名**に、

- ・国交省の**物流担当職員**（本省・各地方運輸局等）から29名
- ・各都道府県のトラック協会が新たに設ける「**Gメン調査員**」166名

を追加し、**総勢360名規模**で対応

荷主への是正指導の基本フロー



長時間の荷待ち

契約にない附帯業務

附帯業務はさせられるのに、お金もらえないんだよね...

運送事業者



運賃・料金の
不当な据置き

過積載運送 の指示・容認



無理な運送依頼

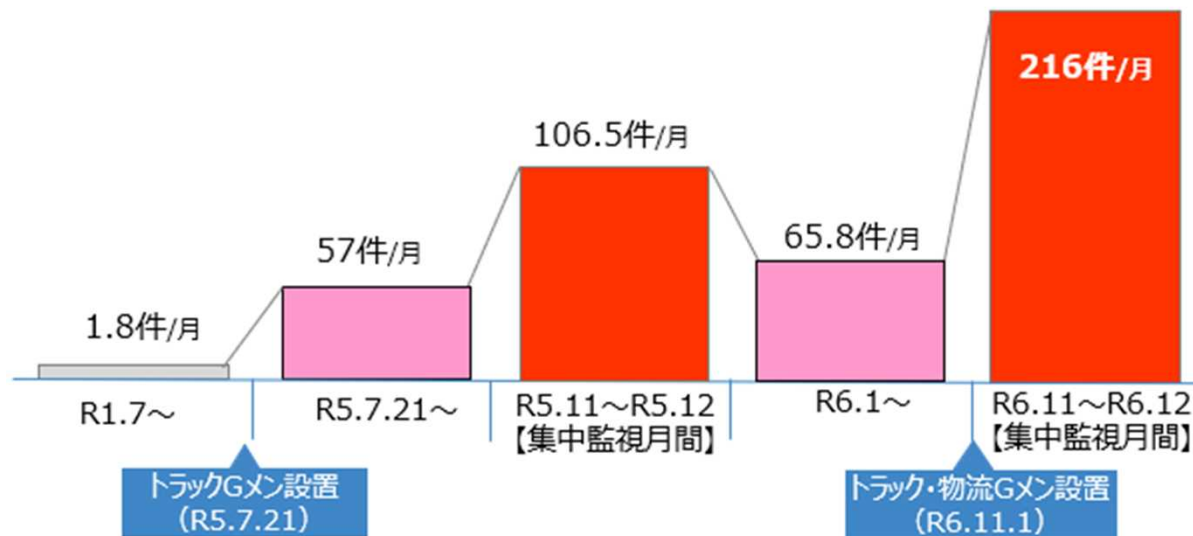
異常気象時の 運送依頼



- 「物流革新に向けた政策パッケージ」(令和5年6月)に基づき、全国162名体制の「トラックGメン」を設置(令和5年7月)。
関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」や「要請」を実施。
- 令和6年11月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組し、本省・地方運輸局等の物流担当部署の職員と、各都道府県のトラック協会が新たに設ける「Gメン調査員」を加えた総勢360名規模に体制を拡充。
- 令和6年11月・12月を「集中監視月間」と位置づけて取組を強化し、「勧告」(2件)を実施(令和7年1月30日)したほか、「働きかけ」(423件)、「要請」(7件)による是正指導を徹底。

トラック・物流Gメンによる集中監視月間の活動実績

＜月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数＞



働きかけ等の実施件数 (R6.11～R6.12)

- 勧告 : 2件 (荷主1、その他1)
 - 要請 : 7件 (荷主4、元請2、その他1)
 - 働きかけ : 423件 (荷主304、元請104、その他15)
- ⇒ 2ヶ月間で計432件の法的措置を実施

Gメン調査員からの情報提供

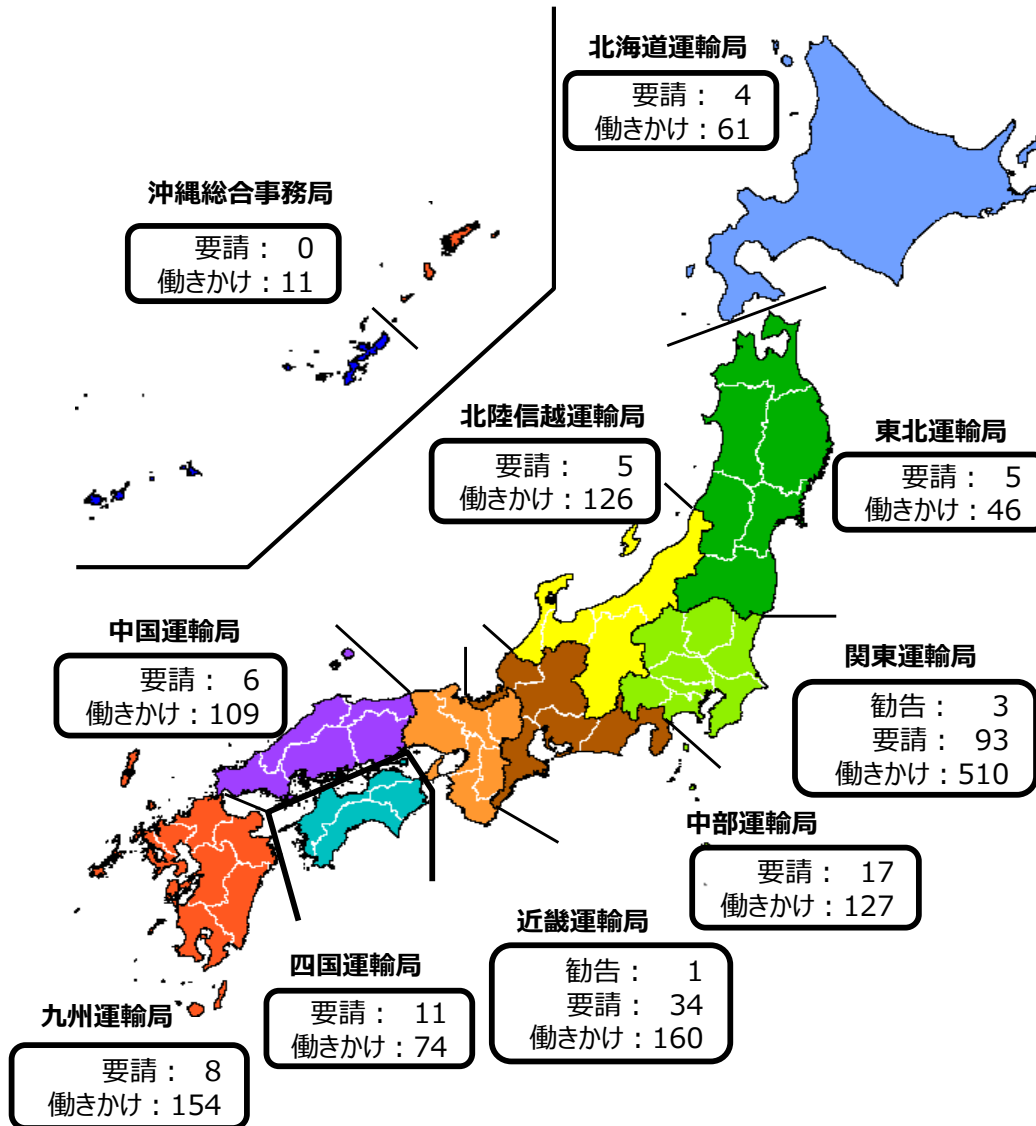
- 運輸支局にR6.12.28までに計115件の通知あり

倉庫業担当Gメンによる倉庫業者へのヒアリング

- 業界と連携して倉庫業者へのヒアリングを実施。
- 各地方運輸局等においても、倉庫事業者や地区協会へのヒアリングを所轄地域にて実施。

今般「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等についてはフォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め厳正に対処。

〈運輸局別働きかけ・要請・勧告実施件数〉 R1.7～R6.12



働きかけ等の累計実施件数 (R1.7～R6.12)

- 勧告 : 4件（荷主2、元請1、その他1）
- 要請 : 183件（荷主94、元請83、その他6）
- 働きかけ : 1,378件
（荷主942、元請399、その他37）

⇒ 計1,565件の法的措置を実施

主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち（48%）
- 契約にない附帯業務（20%）
- 運賃・料金の不当な据置き（16%）
- 無理な運送依頼（7%）
- 過積載運送の指示・容認（5%）
- 異常気象時の運送依頼（4%）

訪問先	いただいたご意見
鉄鋼・鋼材	・ 荷待ち対策として24時間の予約システムを導入しており、1時間単位で予約枠を整備し、出荷口の工場とも予約枠情報を共有しているほか、工場側も3交代制で24時間稼働させ対応している。 ・ 車両による運行距離と時間を減らすための対策として、内航貨物船へのモーダルシフトを推進しているほか、東京湾近郊に確保しているヤードに向けて東京湾内を船便輸送することで車両の負担を減らす取組も行っている。 ・ 中継輸送にも取り組んでおり、倉庫やモータープール等を確保した上で運送会社の手配をしている。 ・ 運送事業者が着荷主側で行う荷役作業についても削減の申し入れや指定到着時間の見直しを依頼しており一定の理解を得ている。
鉄鋼・鋼材	・ 製品の納期について、完成後2日であったところを3日に変更するなど製品購入者にも協力を求めている。 ・ 顧客との交渉で、リードタイムの延長や製品配達に関しての対応を求める際、ごねられたこともなく、皆様前向きに受け止めて協力いただけている。



◆本年9～10月にかけて、全トラック事業者を対象にした調査結果は、以下のとおり。

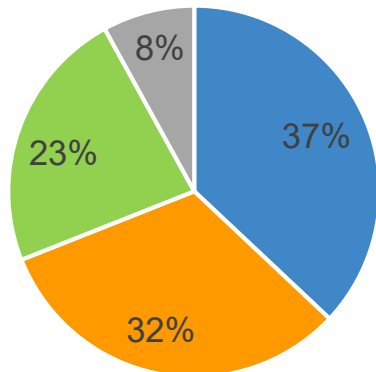
○調査対象事業者数：**62,848者**（R5:63,251者）

○回答数：**24,159件**（R5:23,840件） ※同一事業者からの複数回答を含む。

うち、違反原因行為があったと回答した件数：**3,308件**（R5:4,441件）

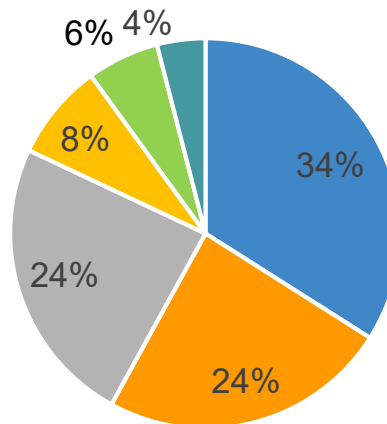
○昨年調査に比べて、すべての違反原因行為において件数が減少したが、昨年同様に輸送品目別では、「**食品**」の割合が一番高くなっている。

違反原因行為を行っている疑いのある荷主の分類



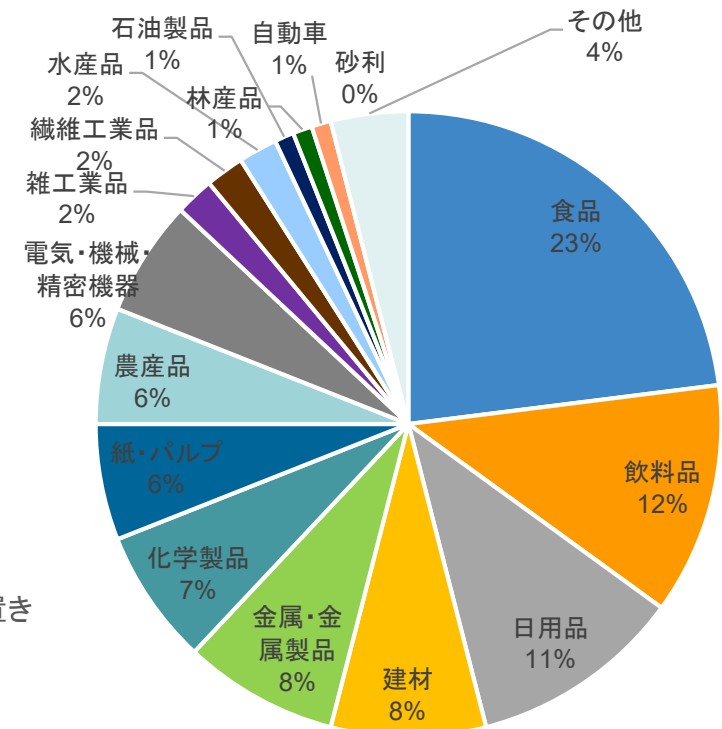
- 発荷主（元請運送事業者は含まない）
- 元請運送事業者（利用運送事業者含む）
- 着荷主
- その他（倉庫事業者等）

違反原因行為の割合



- 長時間の荷待ち
- 運賃・料金の不当な据置き
- 契約にない附帯業務
- 異常気象時の運行指示
- 無理な運送依頼
- 過積載運行の要求

違反原因行為ありの回答における輸送物品（複数回答）



【参考】「トラック・物流Gメンと荷主対策」に関する広報業務について

■トラックドライバー対策

➢ TBS系ラジオ 全国33局20秒ネットスポット

期間：3月3日～31日

月曜日～金曜日 13：50頃オンエア（放送局によって時間帯は異なります）

CM：トラック運転手の悩みシリーズを曜日ごとにオンエア

「長時間の荷待ち1」「長時間の荷待ち2」「契約のない附帯業務」

「料金の不当な据え置き」「無理な運送依頼」以上5種

➢ トラックインフルエンサーによるSNS投稿

SNSフォロワー1万人以上のトラックドライバーのインフルエンサーを活用して
同業者に向けた違反原因行為の「目安箱」への投稿呼び掛け

インフルエンサー候補：トラックめいめいさん・佳奈さんなど2or3名予定

■トラック事業者・倉庫会社対策

➢ 物流業界No1業界紙「物流Weekly」に広告出稿

本紙：全5段広告＋半5段記事広告、Webサイトでのバナー広告

掲載日：3月中旬以降予定

➢ Gメン調査員のプロモーションビデオとポスターの作成（全ト協確認予定）

内容：新たに発足したGメン調査員の活動内容と訴求を目的に作成

全国トラック協会に納品し自由に活用を促します

■荷主企業・一般消費者対策

➢ 荷主企業のロジ担当者が読む専門誌「月刊ロジスティクスビジネス」に広告出稿

本誌：カラー1ページ広告、Webサイトでのバナー広告

掲載日：3月1日

➢ 全国の世帯に放送が可能な、BS-TBS・BS朝日にCM出稿

期間：3月3日～23日

CM：「トラック物流Gメンが見ています！」編30秒

「トラック物流Gメンの活動内容」編30秒

本数：BS-TBS20本・BS朝日20本

放映時間帯：月～金は18：00～24：00、土日は8：00～23:00

➢ YouTubeインストリーム広告

期間：3月3日～23日

ボリューム：100万インプレッション

